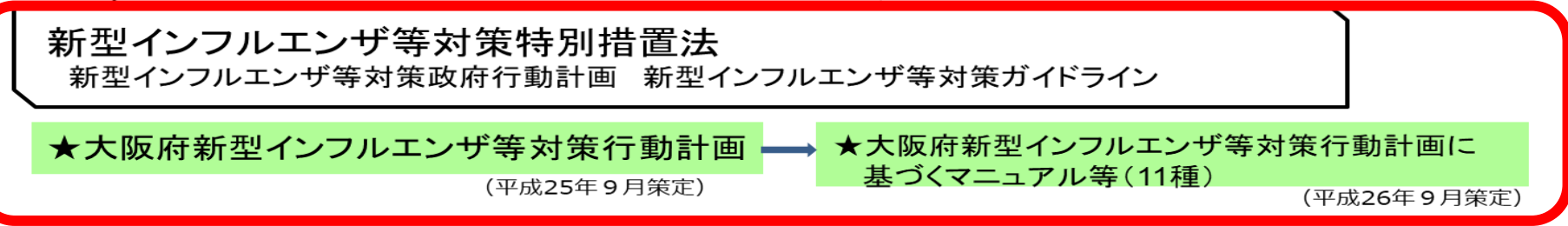
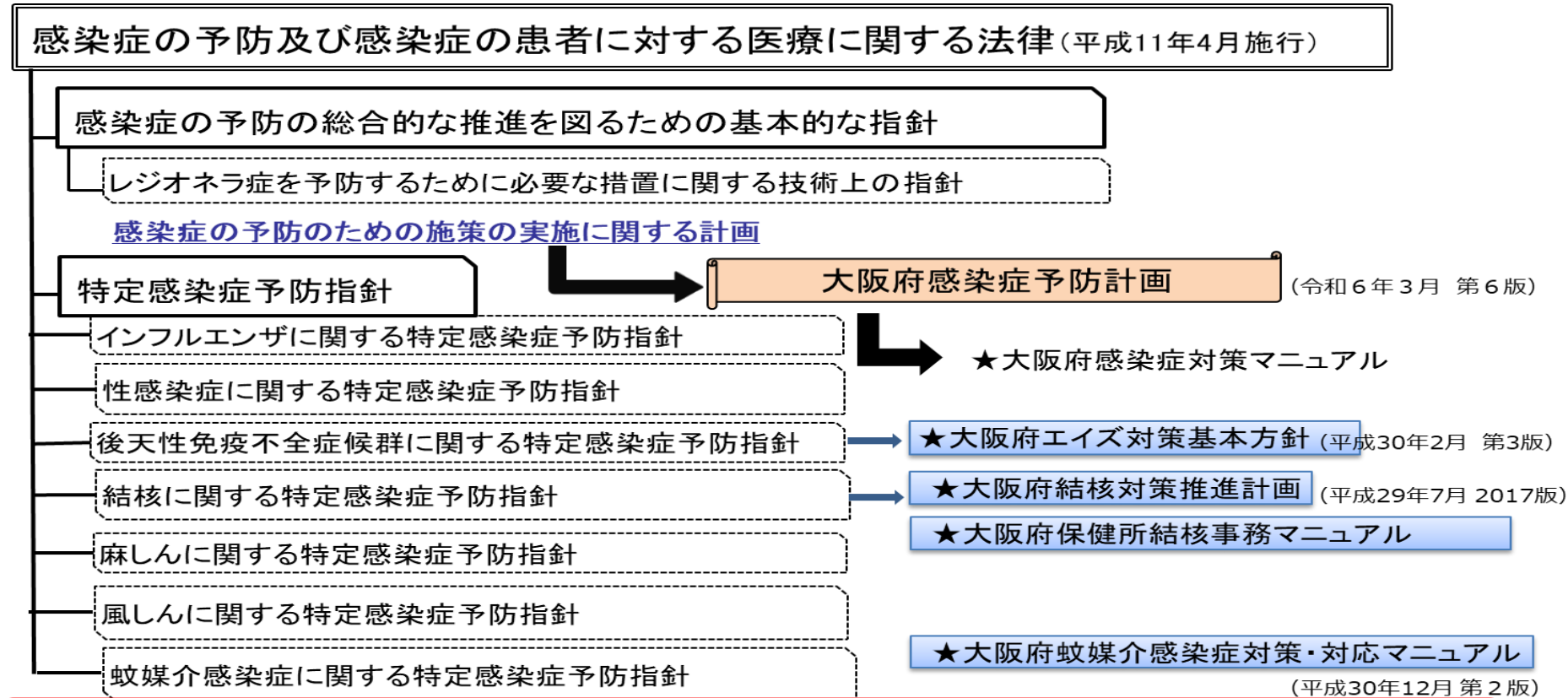


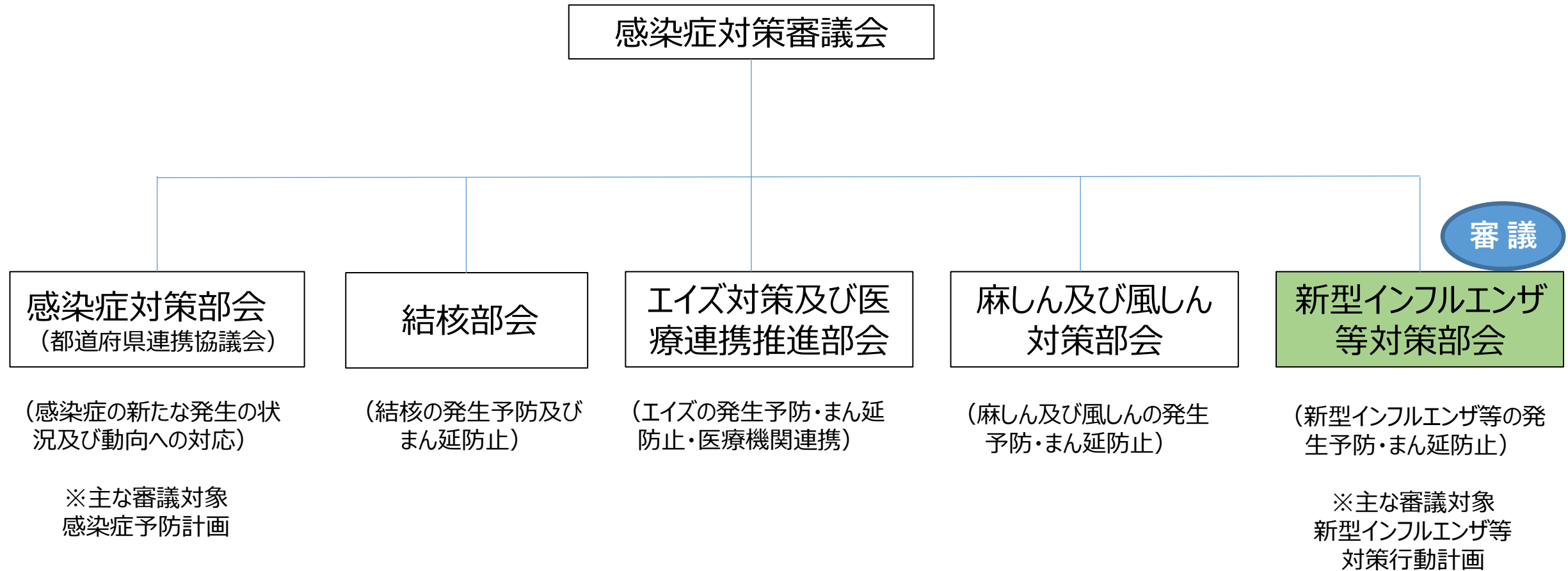
- ◆ 令和5年度に改正感染症法（令和4年12月公布）に基づき、大阪府感染症予防計画（第6版）を改定。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定（令和6年7月2日閣議決定）。府においては、政府行動計画に基づき、今年度、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。（行動計画については、感染症法に基づき、感染症予防計画との整合性を確保）

府計画等の相関図



今年度改定

◆ 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画については、大阪府感染症対策審議会に諮問の上、新型インフルエンザ等対策部会において審議。



【大阪府感染症対策審議会及び大阪府新型コロナウイルス等対策部会】

| 時期 | 大阪府感染症対策審議会 | 大阪府新型コロナウイルス等対策部会 |
|-------------|--------------------|--------------------|
| 令和6年7月 | 第一回開催 ・審議会の進め方等 | 第一回開催 ・部会の進め方等 |
| 8月 | | 第二回開催 ・行動計画（素案） |
| 12月～令和7年1月頃 | 第二回開催 ・行動計画（案） | 第三回開催 ・行動計画（案） |
| 1月～2月 | | パブリックコメント実施 |
| 3月 | | 行動計画改定 |

※ 適宜、市町村や指定地方公共機関、保健所等に情報共有等を実施

※ 政府ガイドライン改定を踏まえ、別途、府独自のマニュアル改定等について検討

計画改定の検討に当たっての考え方

- 政府行動計画及び新型コロナの対応を踏まえ、府独自の取組みも含めて計画内容を検討
- 保健・医療分野については、新型コロナに関する取組みを踏まえ、令和6年3月に改定した「大阪府感染症予防計画（第6版）」を改定済
⇒ 行動計画の保健・医療の項目には、予防計画の内容を反映
- 政府ガイドラインを踏まえ、マニュアル（現行11種類）の改定又は策定を検討
府行動計画改定（素案）公表後（8月中）、マニュアル改定等に着手。令和7年3月に改定又は策定を完了